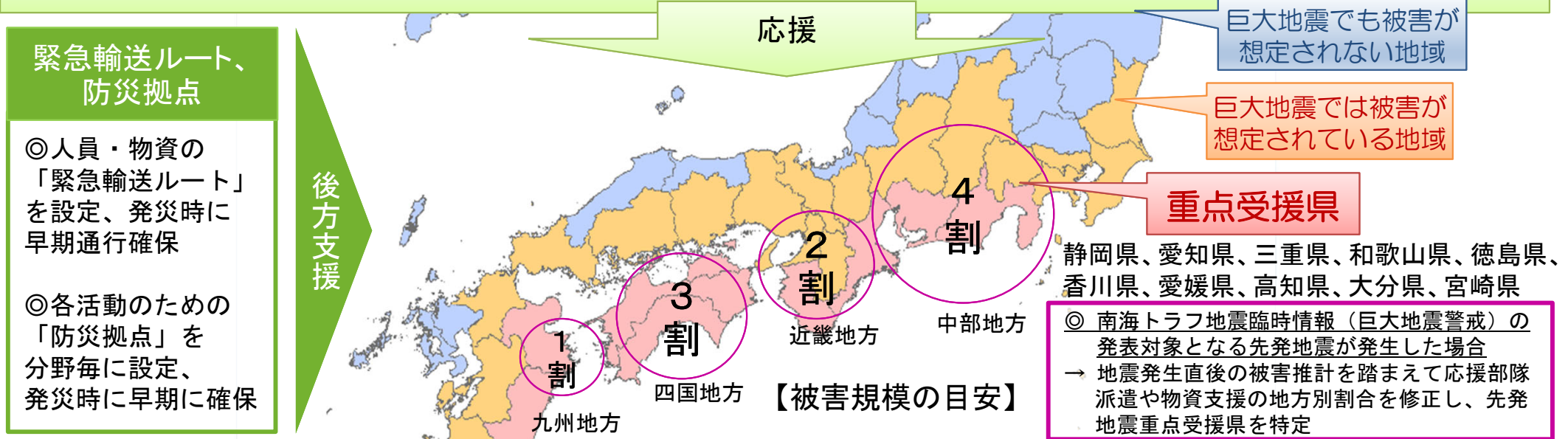


南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月23日最終改定)

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信
◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 ・警察 : 約1.6万人 ・消防 : 約2.1万人 ・自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約490機、船舶約530隻	◎DMAT(登録数1,754チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送	◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 ・飲料水 : 46万m³ (1~7日) ・食料 : 1億800万食 ・毛布 : 570万枚 ・乳児用粉(液体) ミルク : 42t ・大人/乳幼児おむつ : 870万枚 ・簡易トイレ等 : 9,700万回分 ・トイレットペーパー : 650万巻 ・生理用品 : 900万枚	【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保

国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「**南海トラフ地震防災対策推進基本計画**」に基づき、南海トラフ地震の発生時の**災害応急対策活動の具体的な内容**を定める計画
- 科学的に想定し得る最大規模の津波・地震（南海トラフ巨大地震）を想定して策定するもの。**時間差発生等を考慮し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性のある先発地震発生時の対応についても定めている。**

（平成26年3月28日中央防災会議決定、令和3年5月25日最終改定）

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（抜粋 具体計画関連）

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

- 南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。
- このため、国は、南海トラフ巨大地震を想定し、時間差発生等を考慮して、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）をあらかじめ作成し、これに基づき、国と地方公共団体等が一体的に的確な災害応急対策を実施するものとする。この具体計画は、実際の災害が事前の被害想定と異なる場合にも応用可能な柔軟性を持った計画とするものとする。

第5節 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保

- 国は、発災直後に直ちに活動を開始できるよう、それぞれの応援部隊について、被害想定に基づく派遣規模その他の部隊の活動に関する事項を具体計画に定めておくものとする。
- また、国は、あらかじめ、全国からの救助・救急等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開することを目的とする緊急輸送ルートを設定し、具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確保するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する具体的な行動計画を定めておくものとする。

第7節 膨大な傷病者等への医療活動

- 国は、発災後直ちに活動を開始できるよう、被害想定に基づき、緊急時の医療活動に関する計画を具体計画に定めておくものとする。

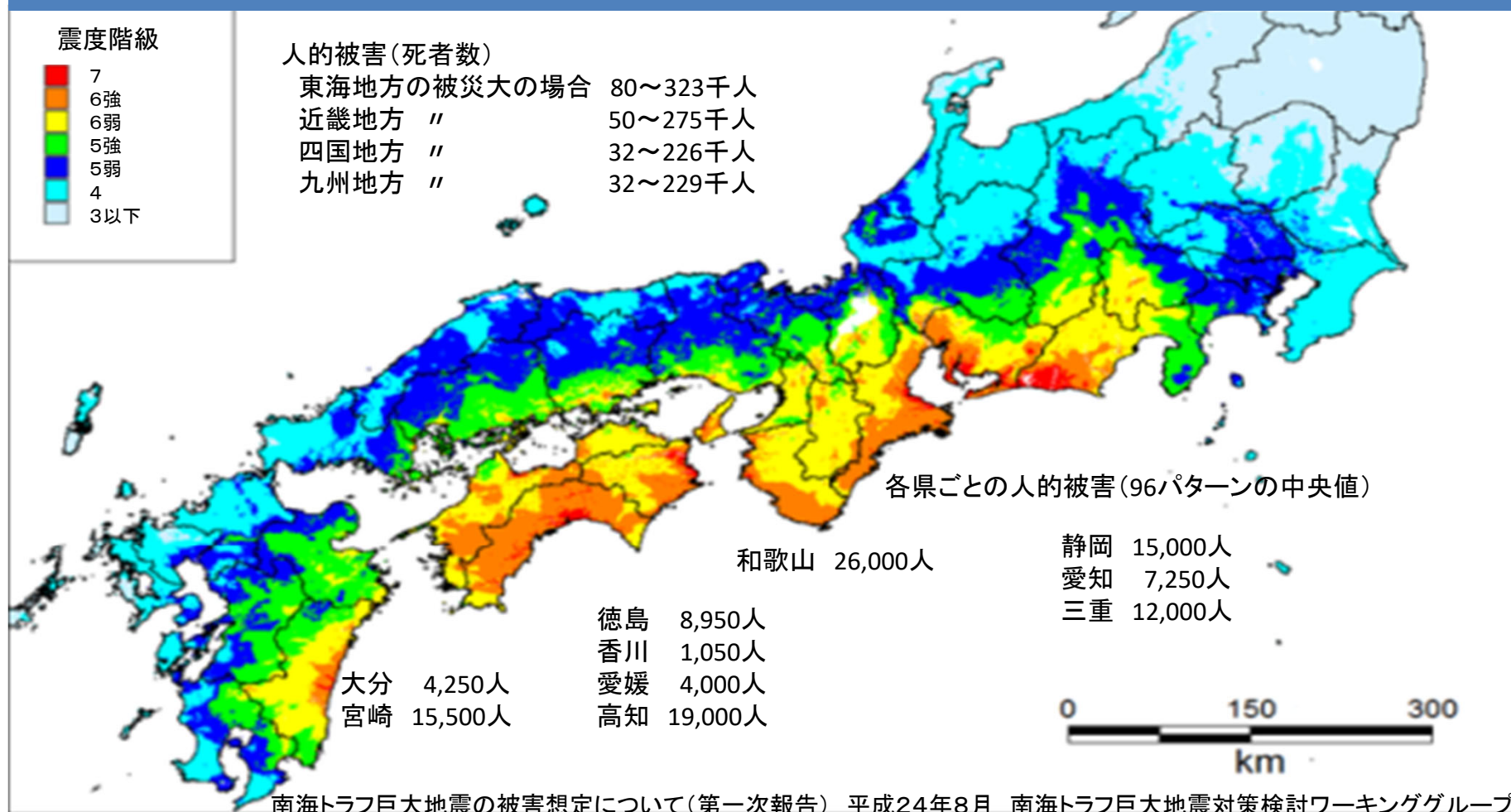
第8節 物資の絶対的な不足への対応

- 国は、発災後直ちに物資の調達・供給が行えるよう、国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルール
の明確化を図るとともに、被害想定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の物資について、調達主体、調達量、供給先広域物資拠点等を具体計画に定めておくものとする。

具体計画の目的

- (1) 発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が**被害の全容の把握を待つことなく具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始**し、応急対策活動を円滑かつ**迅速に実施**すること
- (2) **被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入**すること

具体計画が想定する南海トラフ巨大地震(震度分布・被害想定)



南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)

想定時間
(※発災時間
により変化する
ことに留意)

1日目

12h

24h

2日目

48h

3日目

72h

4日目
以降

緊急輸送ルート

救助・救急、 消火等

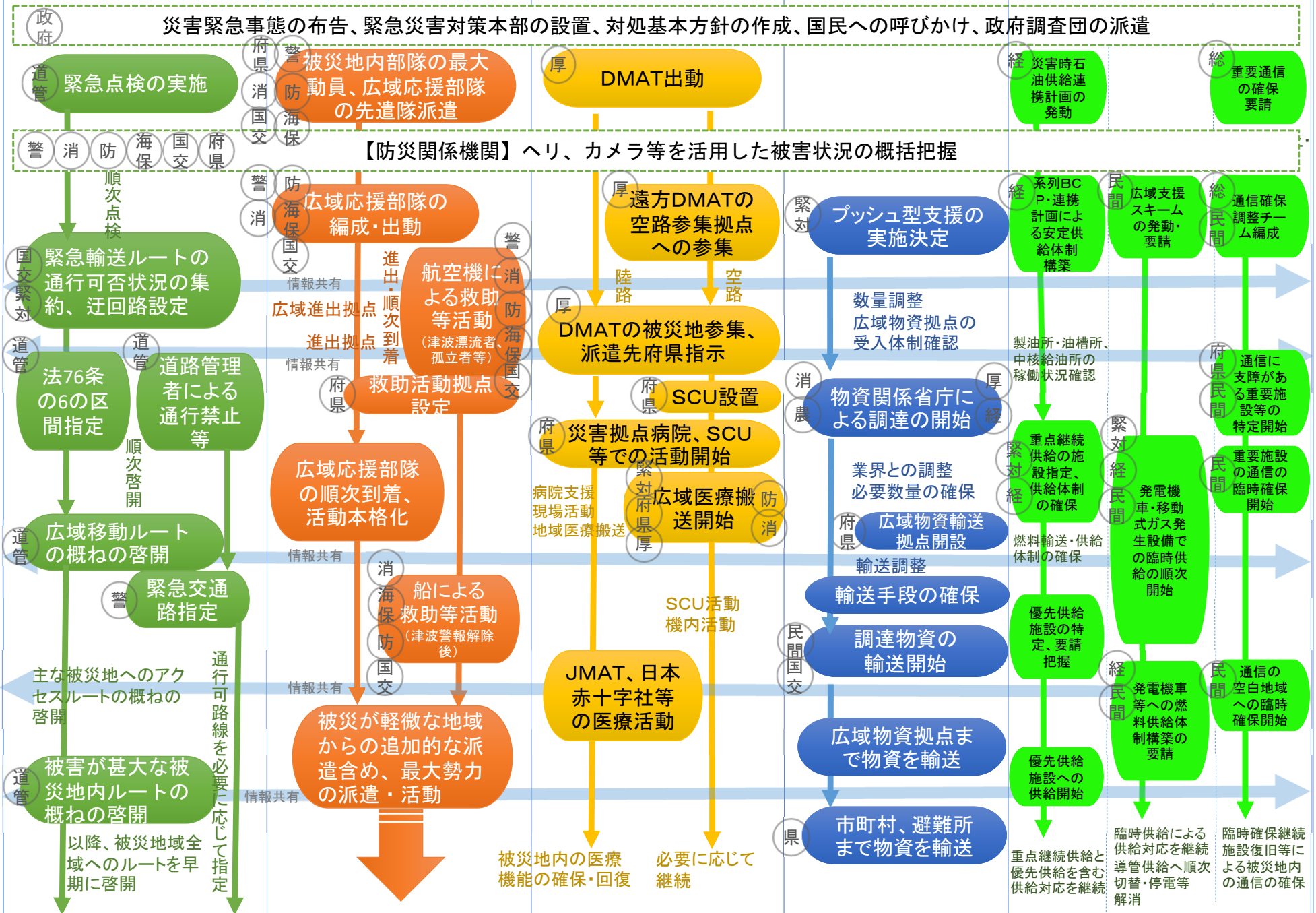
医療

物資

燃料

電力・ ガス

通信

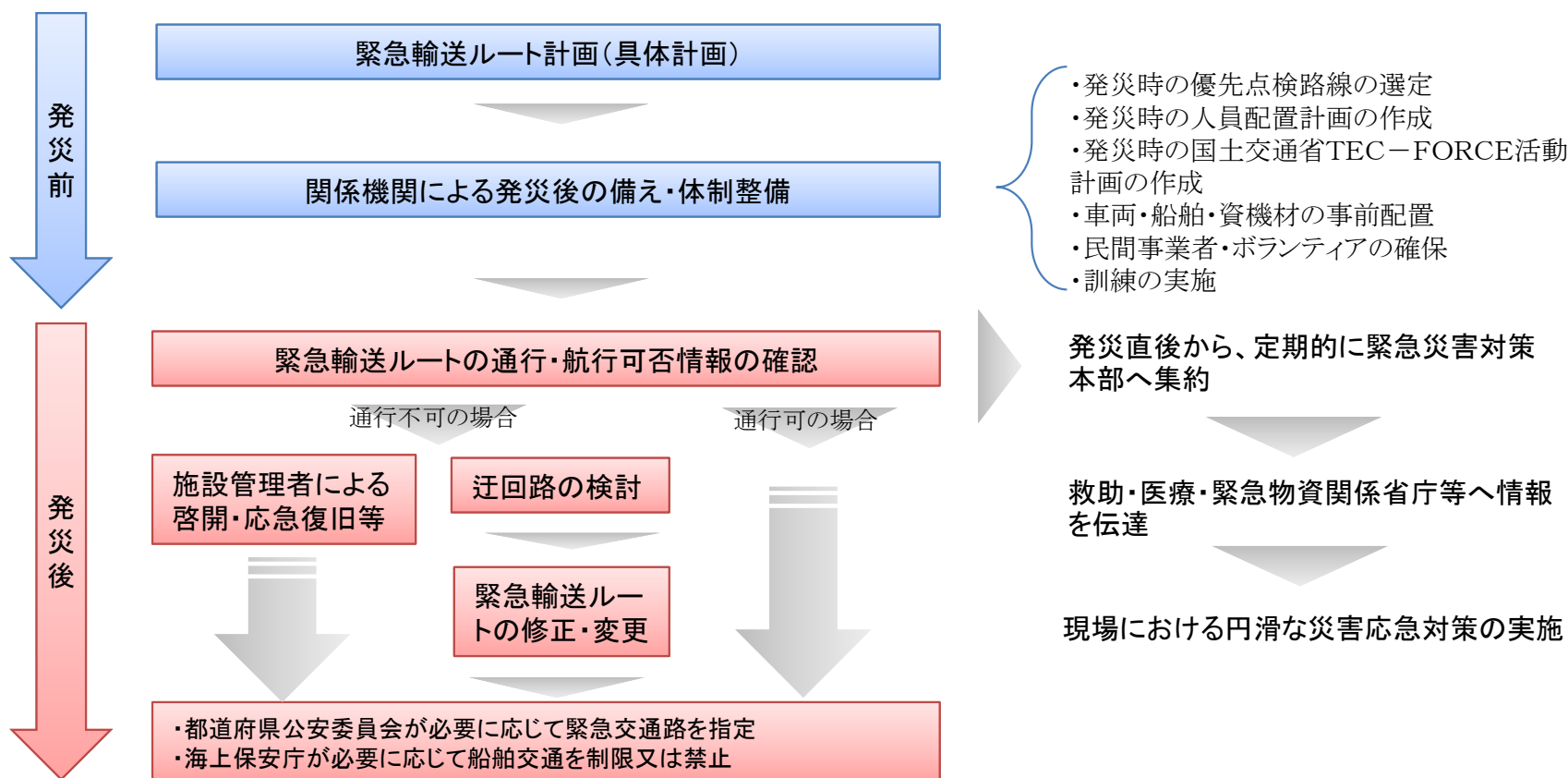


上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

趣旨・概要

- 緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、**あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めるもの。**
- これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、**通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションを一体的かつ効率的に実施**

【緊急輸送ルート計画と発災後の対応のフロー】



趣旨・概要

○南海トラフ地震による甚大な被害に対して、**発災直後から、被災府県内の警察・消防を最大限動員するとともに、被災管内の国土交通省TEC-FORCEを最大限動員する。**また、被害が甚大な地域に対して、**全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）を可能な限り早く的確に投入**するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めるもの。

【広域応援部隊の派遣・進出・活動手順のポイント】

先発地震発生時には、地震発生直後の被害推計を踏まえ、**人命救助に係る応援部隊は被災地へ最大勢力の応援を行うことを基本とする**

回転翼機：約350機
うち大型：約35機

固定翼機：約140機

艦船・船舶：約530隻

広域応援部隊の派遣規模（最大値）
○重点受援県以外の37都道府県の警察・消防・自衛隊の派遣
警察：約1.6万人
消防：約2.1万人
自衛隊：約11万人（※）
※ 重点受援県に所在する部隊を含む。
○応援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCEの派遣：約1360人

被害が想定されない地域

◎被害が想定されている地域

○被害想定、情報収集を踏まえ、地域ごとの被害規模に応じて派遣先・規模を調整

※先発地震の被災地へ入った後に後発地震が発生した場合は、**被害状況を踏まえて応援部隊を再編成する**

○広域進出拠点（一次的な進出目標）、進出拠点（重点受援県への進出目標）に速やかに進出

※北海道、沖縄県からは、あらかじめ想定する区間の**民間フェリーにて本州に迅速に移動**

○被災地内での救助・消火活動等

・陸路での交通途絶を想定し、**空・海からの救助活動**を行えるよう、**ヘリポート（空路）、港湾・砂浜（海路）**をあらかじめ明確化
・**部隊間の円滑な調整の仕組み**（各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等）を明確化

【被害規模の目安】

九州地方 1割
四国地方 3割
近畿地方 2割
中部地方 4割

◎重点受援県※

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

※重点受援県：域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県。ただし、先発地震が発生した場合は、地震発生直後の被害推計を踏まえて地方別割合を修正し、先発地震重点受援県を特定

○重点受援県の域内の警察・消防機関

警察職員：約3.7万人
消防職員：約2.6万人
消防団員：約13.5万人

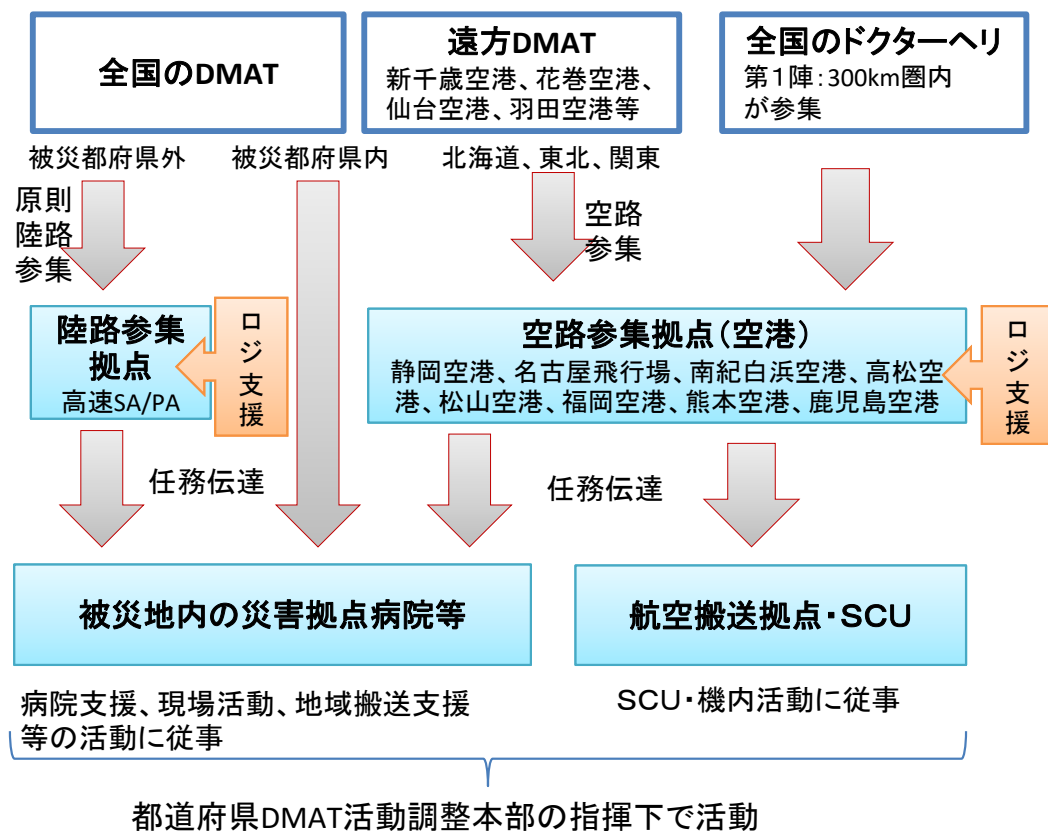
○受援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCE：約890人



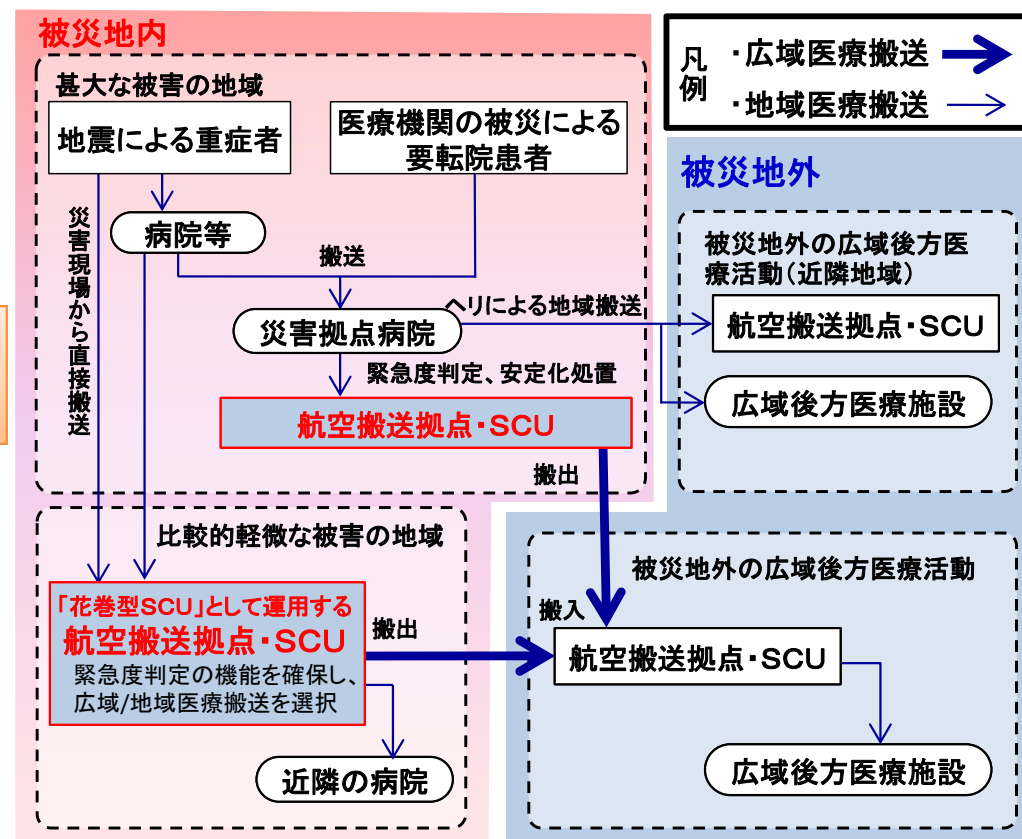
趣旨・概要

- 南海トラフ地震では、建物倒壊等による**多数の負傷者**と医療機関の被災に伴う多数の**要転院患者**の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状況
- このため、**DMAT等を全国から迅速に参集**させ、被災地内において安定化処置などの**最低限な対応が可能な体制の確保**を図るとともに、被災地内で対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、治療する体制を早期に構築

【DMATの参集に関する手順】



【重症患者の医療搬送等の流れ】



趣旨・概要

- 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で**備蓄している物資が数日で枯渇**する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、**被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難**
- 国は、被災府県からの**具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災府県に緊急輸送**（できる限り早期にプル型（要請対応型）へ切替）

◎物資調達の考え方



品目毎の調達先と物資関係省庁
（プッシュ型支援）

- ・飲料水(46万㎡)(1～7日)：応急給水【厚労省】
(飲料水は、備蓄に加え水道事業者による応急給水により対応)
- ・食料(1億800万食)：民間調達【農水省】
- ・毛布(570万枚)：民間調達＋地方公共団体備蓄の融通【経産省・消防庁】
- ・乳児用粉(液体)ミルク(42t)：民間調達【農水省】
- ・大人/乳幼児おむつ(870万枚)：民間調達【厚労省】

- ・簡易/携帯トイレ(9,700万回分)：民間調達＋地方公共団体備蓄の融通【経産省・消防庁】
- ・トイレトペーパー(650万巻)：民間調達【経産省】
- ・生理用品(900万枚)：民間調達【厚労省】

被災府県毎のプッシュ型支援の必要量
→ 発災直後の被害推計結果により修正し、最適な形で被災地に配分する

◆広域物資輸送拠点 75箇所(代替拠点118箇所) ※民間事業者の協力(選定基準)
・新耐震基準を満たすこと
・屋根があること
・フォークリフト使用
・大型トラックの進入
・荷役作業のスペース 等

◎プッシュ型支援の流れ

被災府県からの要請を待たず、具体計画に基づき、関係省庁が支援を準備

- ・物資の調達準備、輸送手段調整に着手

被災府県による受入体制の確保

- ・広域物資輸送拠点の開設

緊急災害対策本部から物資関係省庁へ必要量の調達を要請

輸送手段・体制を確保し輸送を実施

- ・緊急通行車両等として通行するための手続を実施

広域物資輸送拠点での物資受入れ

地域内輸送拠点や避難所へ輸送

- ・被害状況により、運送事業者、緊急輸送関係省庁等が連携し、被災地内(孤立地域含む。)の輸送力を確保

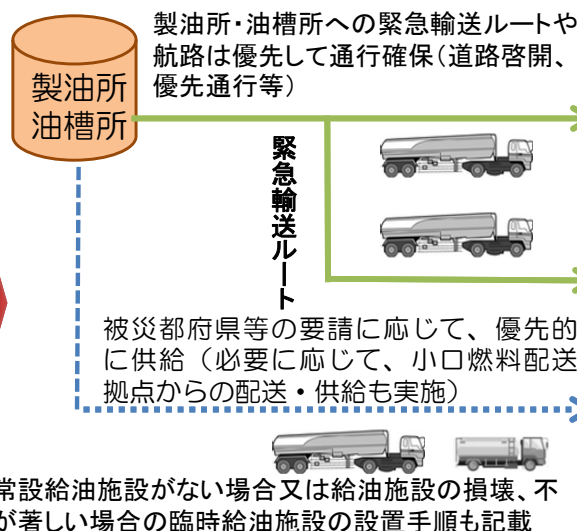
趣旨・概要

- 南海トラフ地震により、太平洋沿岸部の**多くの製油所・油槽所等が被災**する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な**燃料**を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要。このため、石油業界の**系列供給網毎の系列BCPを基本**としつつ、『災害時石油供給連携計画』に基づく**系列を超えた相互協力**を行う供給体制を構築。
また、**製油所・油槽所へのアクセス道路の啓開等**により燃料輸送網を速やかに確保し、①進出拠点や救助活動拠点等への**重点継続供給**、②緊对本部の調整による重要施設等への**円滑な優先供給**を実現
- 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な**電力及びガス**を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要。このため、**電力事業者やガス事業者の相互協力**を行う体制を構築。また、重要施設への電源車、移動式ガス発生設備等による**臨時供給**を実現
- 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な**通信**を迅速かつ円滑に提供する必要。このため、**電気通信事業者との必要な協力体制**を構築。また、重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による**通信の臨時確保**を実現

燃料供給

◎緊对本部設置後、速やかに経済産業大臣による災害時石油供給連携計画の実施勧告

◎石油業界の系列供給網毎の系列BCPを基本としつつ、系列を超えた燃料供給体制の構築



重点継続供給

緊急輸送ルート上の広域進出拠点、進出拠点等の中核SS

航空機用救助活動拠点の給油事業所（被災地内又は近隣）

※被災地に所在する中核給油所のうち重要なものも必要に応じて重点継続供給を実施

緊对本部の要請により都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで重点的かつ継続的に燃料補給し給油活動を維持

救助・消火部隊等の進出・活動用
中核SSにて優先給油
物資の緊急輸送車両用
患者搬送用・災害応急対策の航空機用
給油

優先供給

災害拠点病院、官庁舎、防災関連施設等の重要施設

救助部隊等の活動拠点（運動公園等）

緊对本部の調整により、被災都府県又は所管省庁の要請に基づき、優先供給（必要に応じて、小口燃料配送拠点への燃料供給体制を構築）

災害応急対策に不可欠な重要施設の業務継続のための燃料
救助・消火部隊の活動用燃料

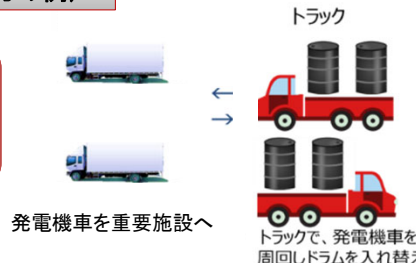
電力・ガスの臨時供給

◎重要施設の業務継続のため臨時供給を実施

（電力・ガス）被災都府県からの要請に基づき、必要に応じ速やかに臨時供給

臨時供給（電力の例）

災害拠点病院、官庁舎、防災関連施設等の重要施設



通信の臨時確保

◎重要施設の業務継続のため、通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保を実施

災害拠点病院、官庁舎、防災関連施設等の重要施設

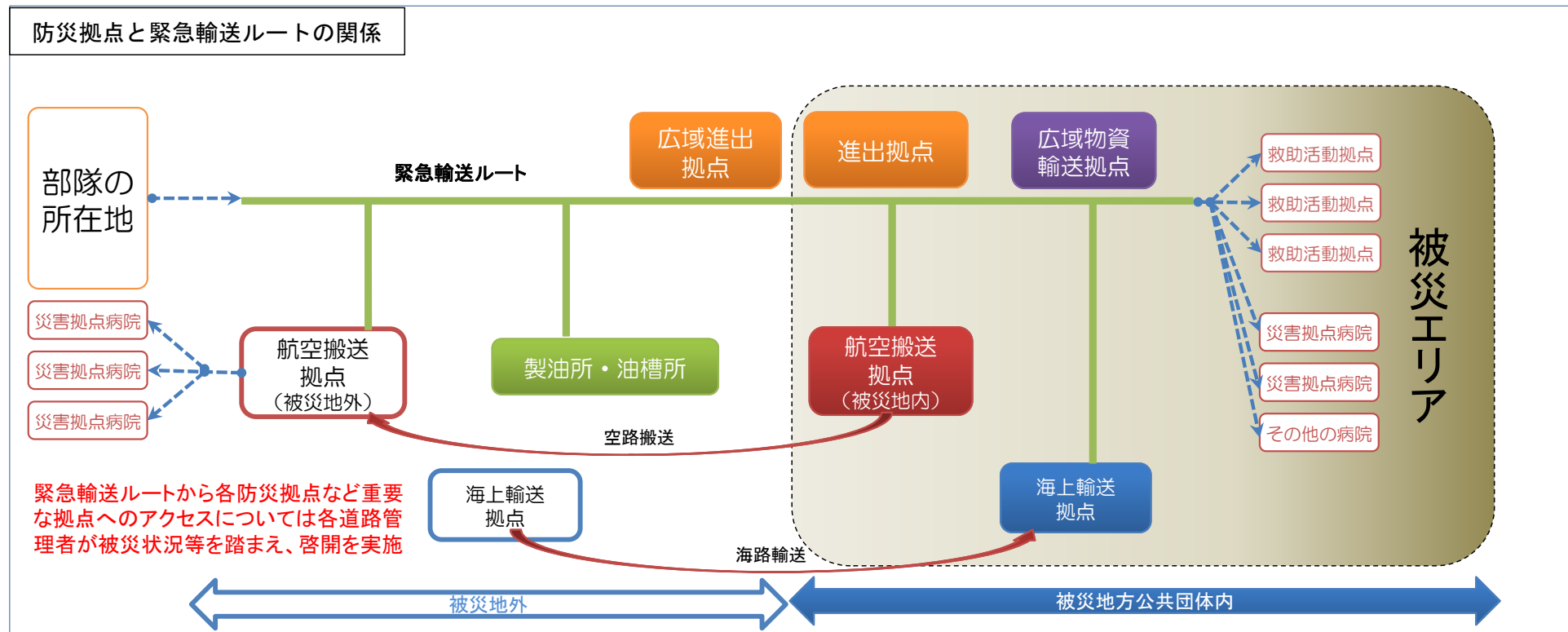
通信の空白地域



※電源車、移動式ガス発生設備等が不足する場合には、広域的な資機材、人員の融通

防災拠点の分類

- **広域進出拠点**：災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
 - **進出拠点**：広域応援部隊が応援を受ける被災都府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
 - **救助活動拠点**：各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの
 - **広域物資輸送拠点**：国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの
 - **航空搬送拠点**：広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの
 - **海上輸送拠点**：人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの
- 以上のうち、
救助活動、医療活動、物資供給を総合的・広域的に行う拠点のうち主要なものを「大規模な広域防災拠点」として明確化



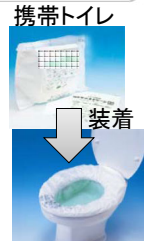
国民の皆様には、冷静に対応して、ご自身の安全を確保していただくとともに、円滑かつ迅速な**応急対策活動のため、次の点についてご協力をお願いします。**

平時の備え

☑ 安否確認手段・避難場所の確認



☑ 最低3日分(推奨1週間分)の水・食料・携帯トイレ等の生活必需品の備蓄



(日々使う食料等のストックを多めに確保し、使った分を買い足すローリングストック方式の活用)

☑ ご家庭での地震対策

(家具の固定・感震ブレーカーの設置など)



感震ブレーカー(例)



発災時の対応

☑ 地震による揺れから身を守る

☑ 津波からの避難

『海岸付近で揺れを感じたり、津波注意報・警報等を見聞きしたら、ただちに高い所へ』



※内閣府HP掲載動画「東日本大震災の教訓を未来へ～いのちを守る防災教育の挑戦～」より

☑ 市街地火災からの避難

『避難の際はブレーカーを落として』

☑ 物資・燃料の買いだめ、買い急ぎをしない

☑ 近所で助け合う

※行政による「公助」だけでなく、「自助」と「共助」が重要。

